

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章～第 5 章 （省略）	第 1 章～第 5 章 （同左）
第 6 章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務	第 6 章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務
個⑥001～⑥026-2 （省略）	個⑥001～⑥026-2 （同左）
個⑥026-3 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日 <u>から平成 28 年 3 月 31 日までの</u> 居住用）	個⑥026-3 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日 <u>以後</u> 居住用）
個⑥026-4 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 28 年 4 月 1 日以後居住用）	<u>（新設）</u>
個⑥026-5 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前居住用）	個⑥026-4 （同左）
個⑥026-6 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後居住用）	<u>（新設）</u>
個⑥027～⑥035 （省略）	個⑥027～⑥035 （同左）
<u>（削除）</u>	個⑥036 試験研究費の増加額に係る所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥036 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）	個⑥035-1 （同左）
個⑥036-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）	個⑥035-5 （同左）
<u>（削除）</u>	個⑥037 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥037 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書	個⑥035-2 （同左）
個⑥038 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）	個⑥035-3 （同左）
個⑥038-1 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降）	個⑥035-6 （同左）

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	<u>個⑥039 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書</u>
<u>個⑥039 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）</u>	<u>個⑥035-4 （同左）</u>
<u>個⑥039-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 27 年分以降用）</u>	<u>個⑥035-4-2 （同左）</u>
<u>(削除)</u>	<u>個⑥040 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書</u>
<u>個⑥040 試験研究費の総額等に係る所得税特別控除 試験研究費の総額等に係る所得税特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の控除に関する明細書（平成 28 年分以降用）</u>	<u>(新設)</u>
<u>(削除)</u>	<u>個⑥040-1 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 21 年分以降用）</u>
<u>個⑥041 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</u>	<u>個⑥036-1 （同左）</u>
<u>(削除)</u>	<u>個⑥042 中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</u>
<u>個⑥042 □の割増償却に関する明細書</u>	<u>個⑥041 （同左）</u>
<u>(削除)</u>	<u>個⑥043 中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（付表）</u>
<u>個⑥043 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）</u>	<u>個⑥041-1 （同左）</u>
<u>個⑥043-1 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）</u>	<u>個⑥041-2 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 26 年分以降用）</u>
<u>個⑥044 特別修繕準備金に関する明細書</u>	<u>個⑥045 （同左）</u>
<u>個⑥045 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書</u>	<u>個⑥046 （同左）</u>
<u>個⑥046 □の特別償却に関する明細書</u>	<u>個⑥050 （同左）</u>

改 正 後	改 正 前
<u>個⑥047</u> 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 22 年分以降用)	<u>個⑥051</u> (同左)
<u>(削除)</u>	<u>個⑥052</u> 事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (本表)
<u>(削除)</u>	<u>個⑥053</u> 事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書 (付表)
個⑥054 (省略)	個⑥054 (同左)
<u>(削除)</u>	<u>個⑥055</u> エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥056～⑥057 (省略)	個⑥056～⑥057 (同左)
<u>(削除)</u>	<u>個⑥058</u> 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (本表)
<u>(削除)</u>	<u>個⑥059</u> 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書 (付表)
個⑥060～⑥061 (省略)	個⑥060～⑥061 (同左)
<u>個⑥061-1</u> 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 26 年分以降用)	<u>個⑥062</u> (同左)
<u>個⑥061-2</u> 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 27 年分以降用)	<u>個⑥062-1</u> (同左)
<u>個⑥062</u> 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	<u>個⑥061-1</u> 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥063～⑥066 (省略)	個⑥063～⑥066 (同左)
<u>(削除)</u>	<u>個⑥066-1</u> 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (本表)
<u>(削除)</u>	<u>個⑥066-2</u> 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書 (付表)

改 正 後	改 正 前
個⑥067～⑥087 （省略） 個⑥088 確定申告書付表）特定投資株式に係る譲渡損失の<u>損益の計算及び繰越控除用</u>） 個⑥089～⑥109-5 （省略） <u>個⑥109-6 平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）</u> （後略）	個⑥067～⑥087 （同左） 個⑥088 確定申告書付表）特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用） 個⑥089～⑥109-5 （同左） <u>（新設）</u> （後略）

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【表面】

[illegible]

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

書 き 方

【更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳述等】欄及び「送付した書類」欄の記載例

これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。

- **事業所得の金額について課税がなかった場合**
 収入総額の合計額 事業所得の金額(経費(税引家賃、事務所(貸借)金)については月分(200,000円)の経費計上額があり、
 付加価値税を控除した事業所得の金額が過小となっていたため。
 届付した書類 決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(土地家賃部分)、事務所賃借料(月分)を支払った領収書

○ **医療費控除について控除額に誤りがあった場合**
 収入総額の合計額、課税 平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行ったこと。○病院(△△市××××)へ支払った医療費(○
 円×円)について記載漏れがあり、医療費控除額が過小となっていたため。
 届付した書類 領付書類、平成×年×月×日に○病院へ支払った医療費の領収書(○×○円)

○ **社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合**
 収入総額の合計額、課税 平成×年×年に入社した国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過小となっていたため。
 届付した書類 平成×年×分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

○ **扶養控除について控除額に誤りがあった場合**
 収入総額の合計額、課税 特定扶養親類に該当する子(国太郎、平成×年×月×日生)について一般の控除対象扶養親類としており、
 扶養控除額が過小となっていたため。
 届付した書類 扶養控除対象扶養親類の個人番号を記載する必要はありません。

○ **住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合**
 収入総額の合計額、課税 ○○銀行からの借入金について控除額の計算に誤りをおかず、住宅借入金等特別控除額が過小となっていたため。
 届付した書類 (住宅借入金等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、○○銀行から交付を受けた住宅取得資金の年末借入金の年終残高証明書

個⑥005 所得の内訳書【裏面】

書 き 方

○ この所得の内訳書は、例えば、多くの支払先から、利息、配当、給付、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多く持っているなど、同じ種類の所得が多くあるため、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するために用意したものです。

原稿料、印税、報酬や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「所得の種類」欄……この月報に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利息、配当、給付、給金などと書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を□で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないように続けて書いてください。

※ 特定口座に受け入れられた利息及び配当については、所得の種類を区分せず、まとめて「利息・配当」と記載しても差し支えありません。

(2) 「種類」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類)	(種 別)
営 業 等	原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など
不 動 産	地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など
利 子	公社債の利息など
配 当	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など
給 付	年金、給付、賞金、賞状など
給 金	国民年金、厚生年金、基給、原稿料、印税、講演料、貸金の利息（貸金業者のものを除く）など

(3) 「所得の生ずる場所又は給金などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基となる資産の所在地や給金などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類)	(所得の生ずる場所又は給金などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)
営 業 等	診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
不 動 産	貸地、貸家などの所在地など
利 子	利息などの支払者の所在地、名称、電話番号など
配 当	株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など
給 付	給付などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
給 金	原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など

なお、支払者から交付を受けた支払調書の写しや支払の通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。

(4) 「所得の基となる資産の数量」欄……不動産所得、利息所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利息所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新田に区分してください）ごとの株数などを書いてください。

(5) 「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄……配当、給付、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ また配当、給付などの支払を受けていない場合で、その支払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式等の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式等の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、報酬や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

個⑥005 所得の内訳書【裏面】

書 き 方

○ この所得の内訳書は……例えば、多くの支払先から、利息、配当、給付、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多く持っているなど、同じ種類の所得が多くあるため、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するために用意したものです。

原稿料、印税、報酬や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「所得の種類」欄……この月報に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利息、配当、給付、給金などと書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を□で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないように続けて書いてください。

(2) 「種類」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類)	(種 別)
営 業 等	原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など
不 動 産	地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など
利 子	公社債の利息など
配 当	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など
給 付	年金、給付、賞金、賞状など
給 金	国民年金、厚生年金、基給、原稿料、印税、講演料、貸金の利息（貸金業者のものを除く）など

(3) 「所得の生ずる場所又は給金などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基となる資産の所在地や給金などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類)	(所得の生ずる場所又は給金などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)
営 業 等	診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
不 動 産	貸地、貸家などの所在地など
利 子	利息などの支払者の所在地、名称、電話番号など
配 当	株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など
給 付	給付などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
給 金	原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など

なお、支払者から交付を受けた支払調書の写しや支払の通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。

(4) 「所得の基となる資産の数量」欄……不動産所得、利息所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利息所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新田に区分してください）ごとの株数などを書いてください。

(5) 「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄……配当、給付、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ また配当、給付などの支払を受けていない場合で、その支払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式等の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式等の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、報酬や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

改 正 後

個⑥006 給与所得者の特定支出に関する明細書【一面】

給与所得者の特定支出に関する明細書
(平成28年分以降適用)

住所 _____ 氏名 _____

(平成 年分) 1 特定支出の金額

通 勤 費	通 勤 の 経 路 ・ 方 法	⑤支出金額	⑥所得控除される金額のうち非課税部分等	⑦差引金額 (⑤-⑥)
	通勤の経路・方法については二番の特定の欄に書いてください。	円	円	円
転居費	転居地 住所 (又は住所)	円	円	円
研究費	研究の内容	円	円	円
資格取得費	資格の内容	円	円	円
配属費	配属先 (又は住所)	円	円	円
図書費	図書名及び内容	円	円	円
衣服費	衣服の種類	円	円	円
交際費等	接待等について 内 容 相手方の氏名・名称 相手方との関係	円	円	円
小 計 (⑤+⑥+⑦)		円	円	円
特定支出の合計額 (⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		円	円	円
適用を受ける特定支出の区分の合計 (適用を受ける特定支出の区分の【番号】を合計します。)		円	円	円

(注) ⑦「所得控除される金額のうち非課税部分等」とは、特定支出について、前年等の支出額により精算される額のうち非課税部分及び控除対象所得枠を超えて課税される額をいいます。⑧「適用を受ける特定支出の区分の【番号】」を合計します。

2 特定支出控除適用後の給与所得金額

給与等の収入金額の合計額	⑪	円
特定支出控除適用後の給与所得金額	⑫	円
給与所得控除額 (⑪-⑫)	⑬	円
給与所得控除率	⑭	円
特定支出控除後の金額 (⑫-⑬)	⑮	円
特定支出控除後の給与所得金額 (⑮-⑯)	⑰	円

⑪ 上記⑪の金額を申告書第二表の「特例適用条項等」欄に書きます。記載例：特例適用条項等 円法57の2 XXX,XXX 円

⑫ 上記⑫の数字を申告書第一表の「所得金額」欄の給与の「区分」欄に書きます。

⑬ 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改 正 前

個⑥006 給与所得者の特定支出に関する明細書【一面】

給与所得者の特定支出に関する明細書
(平成25年分以降適用)

住所 _____ 氏名 _____

(平成 年分) 1 特定支出の金額

通 勤 費	通 勤 の 経 路 ・ 方 法	⑤支出金額	⑥所得控除される金額のうち非課税部分等	⑦差引金額 (⑤-⑥)
	通勤の経路・方法については二番の特定の欄に書いてください。	円	円	円
転居費	転居地 住所 (又は住所)	円	円	円
研究費	研究の内容	円	円	円
資格取得費	資格の内容	円	円	円
配属費	配属先 (又は住所)	円	円	円
図書費	図書名及び内容	円	円	円
衣服費	衣服の種類	円	円	円
交際費等	接待等について 内 容 相手方の氏名・名称 相手方との関係	円	円	円
小 計 (⑤+⑥+⑦)		円	円	円
特定支出の合計額 (⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		円	円	円
適用を受ける特定支出の区分の合計 (適用を受ける特定支出の区分の【番号】を合計します。)		円	円	円

2 特定支出控除適用後の給与所得金額

給与等の収入金額の合計額	⑪	円
特定支出控除適用後の給与所得金額	⑫	円
給与所得控除額 (⑪-⑫)	⑬	円
給与所得控除率	⑭	円
特定支出控除後の金額 (⑫-⑬)	⑮	円
特定支出控除後の給与所得金額 (⑮-⑯)	⑰	円

⑪ 上記⑪の金額を申告書第二表の「特例適用条項等」欄に書きます。記載例：特例適用条項等 円法57の2 XXX,XXX 円

⑫ 上記⑫の数字を申告書第一表の「所得金額」欄の給与の「区分」欄に書きます。

⑬ 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

改正前

個⑥006 給与所得者の特定支出に関する明細書【三面】

◎ 支出の内訳

[illegible]

播磨・乗車・乗船に関する証明書、支出した金額を証する書類（領収書等）の右端をここにはってください。

改正前

個⑥006 給与所得者の特定支出に関する明細書【四面】

⑤ 支出の内訳(三面のつづき)

[illegible]

搭乗・乗車・乗船に関する証明書、支出した金額を証する書類（領収書等）の右端をここにはってください。

改 正 後

⑥010 平成 年分医療費の明細書【裏面】

【申告前のチェック表】

	チ ャ ッ ク 項 目	チェック欄
1	医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 ※ 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び印手と返付用封筒を同封)してください。 なお、医療費の領収書等の内容の確認に時間がかかる場合があります。	
2	領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限り、ます。	
3	領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療費の領収書」には当たりませんのでご注意ください。	
4	生命保険・損害保険会社、健康保険組合からの補償金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 1 保険金などで補償される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。 ※ 2 保険金などで補償される金額が確定申告書提出するときまでに確定していない場合には、その補償される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 ※ 後日、補償される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。	
5	給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票(原本)を添付書類台紙に貼っていますか。	

○ 医療費の領収書とともに添付が必要な書類

次の費用などについて医療費控除を受ける方は、領収書のほか「使用証明書」等を添付してください。

- 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用……………「在宅介護費用証明書」
- 寝たきりの人のおむつ代……………「医 師 が 発 行 し た 「おむつ使用証明書」
- ※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 温泉利用型健康増進施設の利用料金……………「温泉療養証明書」
- 指定運動療法施設の利用料金……………「運動療法実施証明書」
- ストマ用器具の購入費用……………「ストマ用器具使用証明書」
- 肝胆膵疾患の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用……………「医師の診断書(その患者が肝胆膵系にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)」
- 白内障等の治療に必要な眼薬の購入費用……………「処方箋(医師が、白内障等一定の疾病者と治療を必要とする症状を記載したもの)」

医療費控除に関する詳しいことは、「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。

改 正 前

⑥010 平成 年分医療費の明細書【裏面】

【申告前のチェック表】

	チ ャ ッ ク 項 目	チェック欄
1	医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 ※ 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び印手と返付用封筒を同封)してください。 なお、医療費の領収書等の内容の確認に時間がかかる場合があります。	
2	領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限り、ます。	
3	領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療費の領収書」には当たりませんのでご注意ください。	
4	生命保険・損害保険会社、健康保険組合からの補償金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 1 保険金などで補償される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。 ※ 2 保険金などで補償される金額が確定申告書提出するときまでに確定していない場合には、その補償される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 ※ 後日、補償される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。	
5	給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票(原本)を添付書類台紙に貼っていますか。	

○ 医療費の領収書とともに添付が必要な書類

次の費用などについて医療費控除を受ける方は、領収書のほか「使用証明書」等を添付してください。

- 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用……………「在宅介護費用証明書」
- 寝たきりの人のおむつ代……………「医師が発行した「おむつ使用証明書」
- ※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 温泉利用型健康増進施設の利用料金……………「温泉療養証明書」
- 指定運動療法施設の利用料金……………「運動療法実施証明書」
- ストマ用器具の購入費用……………「ストマ用器具使用証明書」
- 肝胆膵疾患の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用……………「医師の診断書(肝胆膵系にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)」
- 白内障等の治療に必要な眼薬の購入費用……………「処方箋(医師が、白内障等一定の疾病者と治療を必要とする症状を記載したもの)」

医療費控除に関する詳しいことは、「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。

個⑥011 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書【表面】

特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書

（この計算書は、確定申告をする配当所得（申告分離課税を課税したもの）を除きます。以下同じです。）のうちに、特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある方が使用します。

氏 姓

風 車

1 配当所得の区分

課税総所得金額		①
配当所得の金額		②
②の 対 象 と 配 当 金 額 の 部 分	剰余金の配当等に係る 配当所得の金額	③
	特定非営利活動法人 の収益の分配に係る 配当所得の金額	④
	外資連等証券投資信託 以外に係る金額	⑤
	外資連等証券投資信託 に係る金額	⑥

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

2 配当控除額の計算

③に係る控除額の計算	(①-④-⑤-1千万円)	⑥	(赤字のときは0)
	(⑥ - ⑦)	⑦	(赤字のときは0)
	(⑦ × 10%)	⑧	
	(⑧-⑨) × 6%	⑩	
④に係る控除額の計算	(①-⑤-1千万円)	⑪	(赤字のときは0)
	(⑪ - ⑫)	⑬	(赤字のときは0)
	(⑬ × 6%)	⑭	
	(⑭-⑮) × 2.5%	⑯	
⑤に係る控除額の計算	(① - 1千万円)	⑰	(赤字のときは0)
	(⑰ - ⑱)	⑲	(赤字のときは0)
	(⑲ × 3.5%)	⑳	
	(⑳-㉑) × 1.25%	㉒	
配 当 金 控 除 額 (⑩+⑯+㉒+⑪+⑭+⑰)		㉓	

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

①欄に説明がある場合に限ります。
ご了承ください。

→「改竄」に該当がある場合にのみ適用してください。

→『中央書院一巻の「税金の計算」編の題
目整理に助成してください。』

個⑥011 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書【裏面】

特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ

居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額を控除することができます。

なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

1 特定証券投資信託

特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。

(注) 外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債権、その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。）以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合（以下「外貨建資産割合」といいます。）及びその株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合（以下「非株式割合」といいます。）のいずれもが100分の50以下に定められているものをいいます。

また、特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められているものをいいます。この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。

2 配当控除額の計算

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に依りて計算します。

なお、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。

(1) 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額×10%

ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%

(2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10%

ロ
$$\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金額} \\ \text{から1千万円を控除した金額に相当する} \\ \text{部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A) 以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$$

(3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（(4)に該当する場合を除きます。）……次のイとロの合計額

イ
$$\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額の} \\ \text{うち、課税総所得金額から1千万円と} \\ \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額の合計額を控除した} \\ \text{金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A) 以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$$

ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5%

ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(注) 1 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税総所得等の金額の合計額をいいます。

2 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に對する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。

なお、具体的な控除額の計算は、裏面の『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により行ってください。

個⑥011 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書【裏面】

特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ

居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額を控除することができます。

なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

1 特定証券投資信託

特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。

(注) 外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債権、その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。）以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合（以下「外貨建資産割合」といいます。）及びその株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合（以下「非株式割合」といいます。）のいずれもが100分の50以下に定められているものをいいます。

また、特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められているものをいいます。この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。

2 配当控除額の計算

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に依りて計算します。

なお、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。

(1) 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額×10%

ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%

(2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10%

ロ
$$\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金額} \\ \text{から1千万円を控除した金額に相当する} \\ \text{部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A) 以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$$

(3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（(4)に該当する場合を除きます。）……次のイとロの合計額

イ
$$\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額の} \\ \text{うち、課税総所得金額から1千万円と} \\ \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額の合計額を控除した} \\ \text{金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A) 以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$$

ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5%

ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(注) 1 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得の金額及び先物取引に係る課税総所得等の金額の合計額をいいます。

2 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に對する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。

なお、具体的な控除額の計算は、裏面の『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により行ってください。

改正前

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【一面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成 27 年分)	所得用	氏 名
平成 27 年中に生じた所得に係る所得税の納税義務者	課税法人の所得税額等	①
	控除対象世帯主の所得税額等	②
	控除対象世帯主の所得税額等 (①－②)	③
	①のうち資産に係るもの以外の金額 (資産に係る控除対象世帯主の所得税額等)	④
	②のうち資産に係るもの以外のものの金額	⑤
	資産税の課税額等	⑥
	①のうち特定控除対象世帯主に該当するもの合計額	⑦
	②のうち特定控除対象世帯主に該当するもの合計額	⑧
	④のうち一筆の控除対象世帯主の金額が 20 万円未満のもの合計額	⑨
	課税消費税額等 (①－②－③－④)	⑩
	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}$)	⑪
	平成 28 年分以後の年分に繰り越す繰上納付金控除額等 (⑩－⑪)	⑫
	平成 26 年に生じた繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	⑬
	⑩のうち前年から繰り越された繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	⑭
	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}$)	⑮
平成 27 年中に生じた所得に係る所得税の納税義務者	平成 28 年分以後の年分に繰り越す繰上納付金控除額等 (⑩－⑪)	⑯
	平成 26 年に生じた繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	⑰
	⑩のうち前年から繰り越された繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	⑱
	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}$)	⑲
	平成 28 年分以後の年分に繰り越す繰上納付金控除額等 (⑩－⑪)	⑳
	平成 26 年に生じた繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㉑
	⑩のうち前年から繰り越された繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㉒
	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}$)	㉓
	平成 28 年分以後の年分に繰り越す繰上納付金控除額等 (⑩－⑪)	㉔
	平成 26 年に生じた繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㉕
	⑩のうち前年から繰り越された繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㉖
	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}$)	㉗
	平成 28 年分以後の年分に繰り越す繰上納付金控除額等 (⑩－⑪)	㉘
	平成 26 年に生じた繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㉙
	⑩のうち前年から繰り越された繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㉚
平成 27 年中に生じた所得に係る所得税の納税義務者	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}$)	㉛
	平成 28 年分以後の年分に繰り越す繰上納付金控除額等 (⑩－⑪)	㉜
	平成 26 年に生じた繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㉝
	⑩のうち前年から繰り越された繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㉞
	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}$)	㉟
	平成 28 年分以後の年分に繰り越す繰上納付金控除額等 (⑩－⑪)	㊱
	平成 26 年に生じた繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㊲
	⑩のうち前年から繰り越された繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㊳
	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}$)	㊴
	平成 28 年分以後の年分に繰り越す繰上納付金控除額等 (⑩－⑪)	㊵
	平成 26 年に生じた繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㊶
	⑩のうち前年から繰り越された繰上納付金控除額等 (前年の⑫の金額)	㊷
	⑩のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{1}{2}</$	

改 正 後

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

二面

- ㊟ この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。
- イ 平成28年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- ロ 平成23年、平成24年、平成25年、平成26年又は平成27年に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

㊟ 平成28年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計	
	消費税額	地方消費税相当額				
課税仕入れ等の税額等	㊦	㊧ ㊦×1/4	㊨	㊩ ㊦×1.1/4	㊪ ㊦+㊧+㊩	→ 一面の②欄に転記します。
控除対象仕入税額等	㊫	㊬ ㊫×1/4	㊭	㊮ ㊫×1.1/4	㊯ ㊫+㊬+㊮	→ 一面の②欄に転記します。

改 正 前

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

二面

- ㊟ この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。
- イ 平成27年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- ロ 平成22年、平成23年、平成24年、平成25年又は平成26年に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

㊟ 平成27年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計	
	消費税額	地方消費税相当額				
課税仕入れ等の税額等	㊦	㊧ ㊦×1/4	㊨	㊩ ㊦×1.1/4	㊪ ㊦+㊧+㊩	→ 一面の②欄に転記します。
控除対象仕入税額等	㊫	㊬ ㊫×1/4	㊭	㊮ ㊫×1.1/4	㊯ ㊫+㊬+㊮	→ 一面の②欄に転記します。

改正前

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額計算明細書【二面】

○平成27年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

[illegible]

※2 記録のからこりの金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○重報適用又は異時特例出の重報通知の事例を受ける場合には、次の分欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増設等に係る住宅借入金等の支額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増設等が同一の

年に関するもので、上記の表で同一の欄を併記して計算する場合があります。には、その住宅の取得年又は住宅の増築年等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再貸付の用に供した方用）を作成します。

その作成した各関係書の関係の整理の自註等を最も新しい世帯の取調等又は世帯の増改等に関する関係書の作成に反映します。

資産適用を受ける場合	各所細書の附属額（⑧の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る附属総附属額のうち最も高い附属総附属額が限度となります。）を記載します。	0.0
電気料特例法の意味適用の特例を受ける場合	各所細書の附属額（⑧の金額）の合計額を記載します。	0.0

※ ①の値の定額を②の①の値に転記します。

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・1 ページ】

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・1 ページ】

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (以下「計算明細書」といいます。) の作成に当たっては、次の1～6に留意して記載してください。
- なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額の計算明細書」(以下「(付表1)」) といひます。) 及び「(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」) といひます。) を併せて使用します。

種類	使用区分
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時特例課税の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といひます。) の適用がある場合
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

- 添付書類など詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「平成□□.□□.□□」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

②欄は次の表にしたがって、該当する金額を①欄又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
④の①欄	②	②×④の①	(付表1)の④の②
⑤の①欄	③	③×⑤の①	(付表1)の⑤の②
①の②欄	補助金等なし	②	(付表1)の②の③
	補助金等あり	(付表1)の②	

3 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ①欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といひます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます。(2が所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ①欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、②の①欄と③の①欄の割合又は④の①欄と⑤の①欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ②の①欄は「②×③の②」又は「④×⑤の②」とし、③の①欄は、それぞれ④の①欄の割合又は⑤の①欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ②の①欄の記入に当たって、②の①欄と③の①欄の割合又は④の①欄と⑤の①欄の割合が異なる場合は、税務署にお尋ねください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (以下「計算明細書」といひます。) は、まず、1から7の該当する欄を書き、次に8により(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を計算します。
- なお、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「相続時特例課税の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といひます。) の適用がある場合は、「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額の計算明細書」(以下「(付表1)」) といひます。) を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」) といひます。) を併せて使用します。
- この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書(原本)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といひます。) を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ただし、既に平成13年分から平成26年分までにこの控除を受けている方が平成27年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類を一緒に提出する必要はありません。
- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「平成□□.□□.□□」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「4 特定取得に係る事項」欄

家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②欄又は3の②欄)に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいひます。))が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等をいひます。)に該当する場合、「特定取得」の文字を○で囲んでください。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

- (1) ①の②欄又は②の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ②又は③(共有持分があるときはそれぞれ②×④の①又は③×⑤の①)欄の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(付表1)の②の②欄又は③の②欄の金額をそれぞれ転記します。
- (2) ③の②欄の記入に当たっては、次によります。
- ⅰ 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、②(共有持分があるときは②×④の①)欄の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(付表1)の②(共有持分があるときは②×④の①)欄の金額を記入します。
- ⅱ 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表1)の②の②欄の金額を転記します。

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ①欄には、金融機関等から交付を受けた「証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2が所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、②の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と③、④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署にお尋ねください。

- (2) ①欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
- なお、②の①欄と③の①欄の割合又は④の①欄と⑤の①欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ②の①欄は「②×③の②」又は「④×⑤の②」とし、③の①欄は、それぞれ④の①欄の割合又は⑤の①欄の割合を書いても差し支えありません。
- (3) ②の①欄の記入に当たって、②の①欄と③の①欄の割合又は④の①欄と⑤の①欄の割合が同じ場合には、それぞれ②の①欄の割合又は③の①欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、②の②欄に次の1の金額と③の②欄の合計額を書きます。

$$\text{ⅰ ②の②欄の金額(円)} \times \frac{\text{②の②欄の金額(円)}}{\text{②の②欄の金額(円)}} \times \text{③の②欄又は(\%)} = (\text{円})$$

$$\text{ⅱ ③の②欄の金額(円)} \times \frac{\text{③の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}} \times \text{④の②欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

改 正 後

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・2ページ】

(4) ④欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	④欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成28年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
 ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
 ※3 適用は平成21年6月4日以降

4 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

④欄から⑧欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

- ④欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑤欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑥欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑦欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ※ 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の③、④、⑤又は⑧欄の金額をそれぞれ④、⑤、⑥欄に書きます。

5 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれかの算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑧欄に転記します。

なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合
 「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。
 (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
 「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑧欄に記載します。
 (3) ②以外の重複適用を受ける場合
 「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑧欄に記載します。
 ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

6 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
 ④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：平成26年3月13日居住開始(特定))を書きます。
 (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
 ④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成28年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

改 正 前

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・2ページ】

(4) ④欄は、次のiからviに並び、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

- i 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※、※v、※vi及び※viの場合を除きます) … 4,000万円
 ii 住宅の取得等が特定取得に該当するときは … 4,000万円
 iii 住宅の取得等が特定取得に該当しないときは … 2,000万円
 iv 平成25年中に居住の用に供した場合(※i、※v及び※viの場合を除きます) … 2,000万円
 v 平成24年中に居住の用に供した場合(※ii、※vi及び※viの場合を除きます) … 3,000万円
 vi 平成23年中に居住の用に供した場合(※v、※vi及び※viの場合を除きます) … 4,000万円
 vii 平成20年中に居住の用に供した場合 … 2,000万円
 viii 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円
 ix 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円
 x 平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円
 xi 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
 xii 住宅の取得等が特定取得に該当するときは … 3,000万円
 xiii 住宅の取得等が特定取得に該当しないときは … 3,000万円
 xiv 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
 xv 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するときは … 4,000万円
 xvi 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するときは … 4,000万円
 xvii 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するときは … 5,000万円
 xviii 平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択したとき … 5,000万円
 xix 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択したとき … 3,000万円
 xx 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択したとき … 4,000万円
 xxi 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「④ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑤ 交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額の合計額を書きます。
 (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑥ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 (4) 「⑦ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 (注) ④欄の金額が50万円を超えるときは、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
 ② 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑧欄又は⑧欄の金額をそれぞれ⑤欄又は⑥欄に記載します。
 ③ ⑦欄又は⑧欄の金額が50万円を超えるときは、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

- 二面の該当する算式のうち、いずれかの算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑧欄に転記します。また、④震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、⑤重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)*を受ける場合、④震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、それぞれ次によります。
 (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。なお、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には不要です。
 (2) 重複適用を受ける場合には「重複適用」の文字を、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑧欄に記載します。
 ※欄は、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)*には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等として作成した計算明細書の⑧欄の金額の合計額を、最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る計算明細書にのみ記載します。
 ただし、上記②の重複適用については、住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額(二面の⑧欄の①から⑤の欄のうち最も高い控除限度額が限度額となります。

7 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
 ④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：平成27年3月13日居住開始(特定))を書きます。
 (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
 ④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成27年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分) 氏 名

提出用

○この明細書は、以下の場合に「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は「特定増改築等」住宅借入金等特別控除額の計算明細書(前記控除の特例を受けた場合)以下これを「計算明細書」といいます。の付表として使用します。

① 住宅の取得等又は住宅の増改築等に際し補助金等の交付を受ける場合

② 住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書(前記控除の特例を受けた場合)以下これを「住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」といいます。の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

1 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

住宅の取得等又は住宅の増改築等に際し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付額	補助金等の額(円)
国・自治体等から交付された補助金等	年・月・日	円	円
国・自治体等から交付された補助金等	年・月・日	円	円
国・自治体等から交付された補助金等	年・月・日	円	円

※ 交付対象の額に合計した補助金等の額を次の表の4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に記入してください。

なお、「国・自治体等」の補助金等の額がある場合は、裏面1頁のイ又はロの形式で計算した額又はその金額をそれぞれこの付表1頁の空欄に記入します。

2 住宅の新築又は購入に際し補助金等の交付を受ける場合

補助金等の内訳	④ 家 屋	⑤ 土 地 等	円
国・自治体等から交付された補助金等	①		
交付を受ける補助金等の合計額	②		
取得対価の額	③		

④の②の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の④の欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑤の欄に記入してください。

3 住宅の増改築等の費用に際し補助金等の交付を受ける場合

補助金等の内訳	円	計算明細書の「2 増改築等をした部分に係る事項」の④の欄に記入してください。
国・自治体等から交付された補助金等	①	
交付を受ける補助金等の合計額	②	
増改築等の費用の額	③	

※ ③の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

特定の増改築等の費用の額	交付を受ける補助金等の合計額	円	計算明細書の「2 特定の増改築等に係る事項」の④の欄に記入してください。
⑦ 国・自治体等から交付された補助金等	⑧	(⑦-⑧) 円	
⑨ 国・自治体等から交付された補助金等	⑩	(⑨-⑩) 円	
⑪ 国・自治体等から交付された補助金等	⑫	(⑪-⑫) 円	
⑬ 国・自治体等から交付された補助金等	⑭	(⑬-⑭) 円	

※ ④の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ④の金額が100万円を超えるときに、(特定) 国・自治体等から交付された補助金等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ④の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合に記入します。

取得対価の額	④ 家 屋	⑤ 土 地 等	⑥ 合 計	⑦ 増改築等	円
取得対価の額	①				
あなたの共有部分(計算明細書の②欄)	②				
③ × ②	③				
住宅取得資金の贈与の特例を受けた金額(④)	④				
あなたの共有部分に係る取得対価の額等(⑤-④)	⑤				

※ 住宅取得資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋及び土地等のいずれの取得等にも充てた場合(以下「複合型」)の場合は、裏面の「複合型」のイ又はロの形式で計算した額又はその金額をそれぞれこの付表1頁の空欄に記入します。

(平成20年分以降適用) ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分) 氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、平成23年6月30日以後に住宅の取得等若しくは住宅の増改築等に係る契約をし、その住宅の取得等若しくは住宅の増改築等に際し補助金等の交付を受ける場合、又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合に住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書(前記控除の特例を受けた場合)以下これを「計算明細書」といいます。の付表として使用します。

① 住宅の取得等又は住宅の増改築等に際し補助金等の交付を受ける場合

② 住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書(前記控除の特例を受けた場合)以下これを「住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」といいます。の付表として使用します。

○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

1 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に際し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付額	補助金等の額(円)
国・自治体等から交付された補助金等	年・月・日	円	円
国・自治体等から交付された補助金等	年・月・日	円	円
国・自治体等から交付された補助金等	年・月・日	円	円

※ 交付対象の額に合計した補助金等の額を次の表の4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に記入してください。

なお、「国・自治体等」の補助金等の額がある場合は、裏面2頁のイ又はロの形式で計算した額又はその金額をそれぞれこの付表2頁の空欄に記入します。

2 住宅の新築又は購入に際し補助金等の交付を受ける場合

補助金等の内訳	④ 家 屋	⑤ 土 地 等	円
国・自治体等から交付された補助金等	①		
交付を受ける補助金等の合計額	②		
取得対価の額	③		

④の②の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の④の欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑤の欄に記入してください。

3 住宅の増改築等の費用に際し補助金等の交付を受ける場合

補助金等の内訳	円	計算明細書の「2 増改築等をした部分に係る事項」の④の欄に記入してください。
国・自治体等から交付された補助金等	①	
交付を受ける補助金等の合計額	②	
増改築等の費用の額	③	

※ ③の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定) 増改築工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

特定の増改築工事等の費用の額	交付を受ける補助金等の合計額	円	計算明細書の「2 特定の増改築等に係る事項」の④の欄に記入してください。
⑦ 国・自治体等から交付された補助金等	⑧	(⑦-⑧) 円	
⑨ 国・自治体等から交付された補助金等	⑩	(⑨-⑩) 円	
⑪ 国・自治体等から交付された補助金等	⑫	(⑪-⑫) 円	
⑬ 国・自治体等から交付された補助金等	⑭	(⑬-⑭) 円	

※ ④の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ④の金額が100万円を超えるときに、(特定) 増改築工事等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ④の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合に記入します。

取得対価の額	④ 家 屋	⑤ 土 地 等	⑥ 合 計	⑦ 増改築等	円
取得対価の額	①				
あなたの共有部分(計算明細書の②欄)	②				
③ × ②	③				
住宅取得資金の贈与の特例を受けた金額(④)	④				
あなたの共有部分に係る取得対価の額等(⑤-④)	⑤				

※ 住宅取得資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋及び土地等のいずれの取得等にも充てた場合(以下「複合型」)の場合は、裏面の「複合型」のイ又はロの形式で計算した額又はその金額をそれぞれこの付表2頁の空欄に記入します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

書 き 方 (提出用)

① 平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増設等

補助金等の交付を受ける

の特例として、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。この適用を受けたときは、その住宅の取得等又は住宅の増改築の開始の前又は資金の贈与からこれらの額を控除して（特定増価益額）所得控除金等特別増価控除を適用します。

2 「1」 補助金等の交付を受ける場合の取扱い等の標準の計算

(1) 補助金等の範囲

仕方の取得等又は仕方の増減勘算の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に仕方の取得等又は仕方の増減勘算に係る契約を締結し、その仕方の取得等又は仕方の増減勘算に關し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は交付金その他のこれらに準ずるものとなります。

(四) ② 作業者の健康又は安全に關し補助金等の交付を受ける場合、同

乗算の元の定数又は変数の値は、「1」 被演算等の演算：右辺の演算の順にその演算結果を代入します。

なお、「家庭及び土地等」の取得等に關し地権金等の交付を受ける場合や家庭と土地等のいずれの取得等に關し地権金等の交付を受ける場合においても、表の算式によらず、「家庭」に係る地権金等の額と、「土地等」に係る地権金等の額とに別々に土地等が課税され、表裏の二つの算式を別々の算式として適用して算出される。

図 マンションなどの区分所有建物のように、家庭及びその土地等の居住の用に供する割合が明確に定めておらず、かつ、「居住の用に供する区分所有建物」を有する組合等と、それ以外の用途の割合を認定しないまま、この欄に記入する場合、家庭及び土地等の取得に關する割合が不明であるため、それぞれに別々に土地等が課税されることになり、

4. 「寛解」に移る補助金等の額の計算

$$\frac{\text{「家賃」の補助金等の額}}{\text{「家賃」の額}} + \frac{\text{「電気ガス水道料」の補助金等の額}}{\text{「電気ガス水道料」の額}} = \frac{\text{家賃の「A」の額の金額}}{\text{「家賃」の額の金額} + \text{家賃の「A」の額の金額}} \quad \text{--- 算式 1 ---}$$

四「土庫裏」に傷み建築資材の積の計算

$$\text{「土地等」に係る補収金等の額の計算} = \frac{\text{「土地等」に係る補収金等の額} + \text{（農業用土地等）に係る補収金等の額}}{\text{「土地等の引当金の割合」} + \text{「農業用土地等の引当金の割合」}} \times \frac{\text{「土地等の引当金の割合」}}{\text{「土地等の引当金の割合」} + \text{「農業用土地等の引当金の割合」}} \quad \text{第 4 条 第 1 項}$$

(3) 「3」 住宅の増改築等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合：同

道路につき行う一定の増進増等の工事で、その工事に要した費用に随し給付金の交付を受ける場合に書いておくこと。新設増進増等による人口増や利権増等の増進増を受ける場合で、道路等が新設改修工事を含む増進増等は「増進増」の増進増を含む増進増等による増進増等の交付を受ける場合には、農産物の生産にはこれらの増進増等の額の合計額（計其額）を減じ、農産物の生産には農産物の増進増の合計額（計其額）を記入すること。

(ロ) 74 (特法) 新築改修工事等の費用の概半を補助すべき補助金等の交付を受けた場合、同

家庭について行う調査結果の公表で、その公表と併せて行うその家庭の断熱改修工事費又は物件断熱改修工事費を含む改修費用の負担に際し、補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

註：「主」係指該區區長全力的獨立協助而非單純配合的輔導社區的發展的計畫。

住宅取得資金の計上の対象を受けた場合は、家賃の前払金として購入者の住居の購入は借金等に類した費用の観点からその減価償却部分の全部を引いた額が、その家賃や土地等の取得財産の額となります。

減価の処理については、この種類の減価を受けた金額のうち、「家賃」、「土地等」又は「増収増価」の取得等の対価の額は次の順に定めて金額をそれぞれ算出します。

なお、住宅取得等資金を「家族及び土地等」の取得等に充てた場合や家族と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでないときは、次の算式により計算した額を「家族」又は「土地等」に当てたものとして算定されなければなりません。この場合、「家族」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額との合計額をその贈与の対価として算定した金額とに制限していただきます。

子「家賃」に係る仕入税額控除資金の額及び税額控除額を受けた金額の計算

「経済」に關し知識の 最廣汎な受け手層		「経済」に關し知識の 比較的狭い層		「経済」に關し知識の 最も狭い層	
(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)
1. 知識の廣汎さ	2. 知識の正確さ	3. 知識の廣汎さ	4. 知識の正確さ	5. 知識の廣汎さ	6. 知識の正確さ

の「土壌層」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

[illegible]

改正前

個⑥023 (付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この申請書は、「特定増改築等」住宅認定金等特別控除の適用を受ける場合に、適用要件に係る住宅認定金等があるときに使用します。
○ 適用要件に係る住宅認定金等について、協議期間において任意の査察調査が取り決められている場合には、税務官にお尋ねください。

(平壤 年分)

1. 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

準寄附者（共有者）の氏名		㊦（あなた）	㊧（林有喜）	㊨（西有喜）	㊩ 合 計 等
取得し た 地 産	家屋の取得対価の額 （増改築等の費用の額） ①	①			㊦
	各共有者の共有持分 ②				
	各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 （①×②） ③	㊦	㊦	㊦	㊦
	土地等の取得対価の額 ④	④			
	各共有者の共有持分 ⑤	—	—	—	㊦
	各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 （④×⑤） ⑥	㊦	㊦	㊦	
	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 （③+⑥） ⑦	⑦			㊦+㊦+㊦
取得した資産に係る 資金の状況	各共有者の 自己資金負担額 ⑧	⑧			㊦+㊦+㊦
	各共有者の 準借債額による 当初借入金額 ⑨	⑨			㊦+㊦+㊦
	準借債額に係る 住宅借入金等に係る 年々増減 ⑩	⑩			㊦
	準借債額による 当初借入金額 ⑪	⑪			㊦
	準借債額に係る 住宅借入金等に係る 年々増減 ⑫	⑫			㊦

[illegible]

2. 各所有者の住宅借入金等の年末残高

2. 共有者の住宅借入金等の年末残高				
	(※数字のときは円)	円	(※数字のときは円)	円
各共有者の負担すべき 返済債務による借入金の額 (7)-(9)-(10)	(13)			
返済債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (10) × (11)	(14)		%	%
※1動産は下欄2に記入で書きます。				100.00
返済債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (13) × (14)	(15)			
各共有者の 住宅借入金等の年末残高	(16)			

※1 通算額に係る借入金等について、証明書に記載されている「借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、両書書にお尋ねください。

※2 ④の割合及び⑤の金額を各共有者の「計算明細書」の正確及び2欄に記載します。

改 正 後

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

平成27年度(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供した方が、勤務先からの転居の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基いてその家屋を居住の用に供した後に、その家屋を再び居住の用に供した場合で次の該当するときに提出します。
- ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

- この明細書の書き方については、控除の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所 郵便番号 ()

氏名

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日 平成 年 月 日 再居住開始年月日 平成 年 月 日

再び居住の用に供した家屋の所在地

居住の用に供していない期間の家屋の用途

□ 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

□ 空家 □ その他 ()

その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用

【再び居住の用に供した場合の再適用】

□ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける

【再び居住の用に供した場合の適用】

□ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項

居住開始年月日 ② 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

取得対価の額 (買付け金等の合計) ③ 円

④ (注) ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費対価の額(②の①又は②の①)に含まれる消費税額等が、6%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

特定取得

5 家屋や土地等の取得対価の額

① 家屋 ② 土地等 ③ 合計 ④ 増改築等

あなたの所有部分

あなたの部分に係る取得対価の額等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

① 住宅のみ ② 土地等のみ ③ 住宅及び土地等 ④ 増改築等

新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

整理欄

入力

氏名

白紙番号

一連番号

改 正 前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

平成27年度(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転居の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基いてその家屋を居住の用に供した後に、その家屋を再び居住の用に供した場合で次の該当するときに提出します。
- ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

- この明細書の書き方については、控除の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所 郵便番号 ()

氏名

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日 平成 年 月 日 再居住開始年月日 平成 年 月 日

再び居住の用に供した家屋の所在地

居住の用に供していない期間の家屋の用途

□ 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

□ 空家 □ その他 ()

その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用

【再び居住の用に供した場合の再適用】

□ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける

【再び居住の用に供した場合の適用】

□ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項

居住開始年月日 ② 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

取得対価の額 (買付け金等の合計) ③ 円

④ (注) ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費対価の額(②の①又は②の①)に含まれる消費税額等が、6%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

特定取得

5 家屋や土地等の取得対価の額

① 家屋 ② 土地等 ③ 合計 ④ 増改築等

あなたの所有部分

あなたの部分に係る取得対価の額等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

① 住宅のみ ② 土地等のみ ③ 住宅及び土地等 ④ 増改築等

新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

整理欄

入力

氏名

白紙番号

一連番号

改正後

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】

提出用	7 特定の増改築等に係る事項		氏名	二面 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。
	※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。			
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。				
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... ☐				
2 障害者(1に該当する方を除きます。)..... ☐				
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)..... ☐				
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。				
氏名() 続柄()				
高齢者等居住改修工事等の費用の額(※1) 円				
断熱改修工事等の費用の額(※2) 円				
特定断熱改修工事等の費用の額(※2) 円				
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※3) 円				
特定の増改築等工事の費用の合計額(※1+※2+※3) 円				
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(※又は※×一面の①の①) 円				
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の②と③のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。) 円				
※1 ①の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ※2 ①又は②の金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ※3 ③の金額が50万円を超えるときに、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。				
8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額				
三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。				
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ⑬ 円				
※ 三面の⑬の金額を転記します。				
※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。				
適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	双方の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑬の金額を右に転記します。	⑭ 円
9 控除証明書の要否				
平成29年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。				
要する				

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】

提出用	7 特定の増改築等に係る事項		氏名	二面 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。
	※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。			
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。				
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... ☐				
2 障害者(1に該当する方を除きます。)..... ☐				
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)..... ☐				
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。				
氏名() 続柄()				
高齢者等居住改修工事等の費用の額 ① 円				
交付を受ける補助金等の合計額 ② 円				
(② - ①) ※ 50万円を超える場合に限り算出。				
断熱改修工事等の費用の額 ③ 円				
特定断熱改修工事等の費用の額 ④ 円				
特定の増改築等工事の費用の合計額(③+④) ⑤ 円				
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑤又は⑤×一面の①の①) ⑥ 円				
特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑦と⑧のいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。)) ⑨ 円				
※ ②の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ※ ③又は④の金額が50万円を超えるときに、(付表1)の⑦又は⑧の金額をそれぞれ⑦又は⑧に書き換えます。 ※ ⑤又は⑥の金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。				
8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額				
三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。				
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ⑬ 円				
※ 三面の⑬の金額を転記します。				
※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。				
適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	双方の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑬の金額を右に転記します。	⑭ 円
9 控除証明書の要否				
平成28年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。				
要する				

改正後

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【三面】

○ 平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

提出用		氏名		印	
住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一箇の⑥の金額を転記します。		印		印	
番号	居住の用に供した日等	算式等	住宅借入金等特別控除額 (120円未満の端数四捨入)	住宅借入金等特別控除額 (120円未満の端数四捨入)	住宅借入金等特別控除額 (120円未満の端数四捨入)
1	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
2	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
3	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
4	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成28年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00

※1 ⑤欄の金額を二箇の⑥欄に転記します。
※2 ⑤欄の金額を二箇の⑥欄に転記します。居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○ 重要適用又は重要特例法の重要適用の特例を受ける場合には、次の⑦欄を記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用し計算する場合を除く。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その作成した各明細書の⑦欄の金額の合計額を最も高い住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑦欄に記載します。

重要適用を受ける場合	各明細書の⑦欄の金額の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)	円
重要特例法の重要適用の特例を受ける場合	各明細書の⑦欄の金額の合計額を記載します。	円

※ ⑦欄の金額を二箇の⑧欄に転記します。

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【三面】

○ 平成27年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

提出用		氏名		印	
住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一箇の⑥の金額を転記します。		印		印	
番号	居住の用に供した日等	算式等	住宅借入金等特別控除額 (120円未満の端数四捨入)	住宅借入金等特別控除額 (120円未満の端数四捨入)	住宅借入金等特別控除額 (120円未満の端数四捨入)
1	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
2	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
3	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
4	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00
	住宅借入金 の適用を受ける 場合	平成27年中に居住 の用に供した場合	⑤×0.01	0.00	0.00

※1 ⑤欄の金額を二箇の⑥欄に転記します。
※2 ⑤欄の金額を二箇の⑥欄に転記します。居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○ 重要適用又は重要特例法の重要適用の特例を受ける場合には、次の⑦欄を記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用し計算する場合を除く。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その作成した各明細書の⑦欄の金額の合計額を最も高い住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑦欄に記載します。

重要適用を受ける場合	各明細書の⑦欄の金額の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)	円
重要特例法の重要適用の特例を受ける場合	各明細書の⑦欄の金額の合計額を記載します。	円

※ ⑦欄の金額を二箇の⑧欄に転記します。

改 正 後

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【書き方・1 ページ】

平成28年分(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の書き方

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。

なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。) 及び「(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。) を併せて使用します。

種類	使用区分
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与の特例」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。) の適用がある場合
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄

所定の欄に該当する事項を書いてください。
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。

なお、「その家屋に係る(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用」欄は、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】」の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄

(付表1) の所定の事項を記載の上、その③欄の金額又は④欄の金額を⑤、⑥又は⑦欄に転記します。
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

⑤欄は次の表にしたがって、該当する金額を転記又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
①の①欄	⑥	⑥×⑧の①	(付表1)の①の③
①の②欄	⑥	⑥×⑧の①	(付表1)の②の③
③の①欄	補助金等なし	⑨	⑨×①の①
	補助金等あり	(付表1)の⑥	(付表1)の③×①の①

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。) に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(②が④以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)。

なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り。) の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、①の①欄と②の①欄の割合又は③の①欄と④の①欄の割合の差が0%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。) である場合には、それぞれ⑤の面積は「⑤×⑧の②」又は「⑤×⑧の②」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は③の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ①の①欄の記入に当たって、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は③の⑦欄と④の⑦欄の割合が異なる場合は、税務署にお尋ねください。

改 正 前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【書き方・1 ページ】

平成27年分(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の書き方

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) は、まず、1から7の該当する欄を書き、次に8により(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を計算します。
○ 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限り。) や「住宅取得等資金の贈与の特例」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。) の適用がある場合は、「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。) を併せて使用します。
また、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。) を併せて使用します。

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄
所定の欄に該当する事項を書いてください。
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄
(付表1) の所定の事項を記載の上、その③欄の金額又は④欄の金額を⑤、⑥又は⑦欄に転記します。
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

3 「4 特定取得に係る事項」欄
家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(②の⑧欄又は③の⑧欄)に占める消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。) が、8%の消費税及び地方消費税の税率により算出されるべき消費税額である場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等をいいます。) に該当する場合、「特定取得」の文字を□で囲んでください。

4 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄
(1) ①の①欄又は②の①欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ⑤又は⑥(共有持分があるときはそれぞれ⑤×⑧の①又は⑥×⑧の①) 欄の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(付表1) の①の①欄又は②の①欄の金額をそれぞれ転記します。
(2) ③の①欄の記入に当たっては、次によります。
ⅰ 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、⑤(共有持分があるときは⑤×⑧の①) 欄の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(付表1) の⑤(共有持分があるときは⑤×⑧の①) 欄の金額を記入します。
ⅱ 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表1) の②の①欄の金額を転記します。

5 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。) に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(②が④以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)。
なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り。) の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑤の①欄に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の①欄に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署にお尋ねください。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、(付表2) に該当事項を記入した上、⑧欄の金額を転記します。
(2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
なお、①の①欄と②の①欄の割合又は③の①欄と④の①欄の割合の差が0%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。) である場合には、それぞれ⑤の面積は「⑤×⑧の②」又は「⑤×⑧の②」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は③の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。
(3) ①の①欄の記入に当たっては、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は③の⑦欄と④の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は③の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑦欄に④の⑦欄と⑤の⑦欄の合計額を書きます。

$$\text{ⅰ ①の①欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑤の⑦欄又は③の⑦欄の金額 (円)}}{\text{⑤の①欄の金額 (円)}} \times \frac{\text{⑥の⑦欄又は④の⑦欄の割合 (\%)}}{\text{⑤の⑦欄の割合 (\%)}} = (\text{円})$$

$$\text{ⅱ ③の③欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑥の①欄の金額 (円)}}{\text{⑤の①欄の金額 (円)}} \times \frac{\text{⑥の⑦欄の割合 (\%)}}{\text{⑤の⑦欄の割合 (\%)}} = (\text{円})$$

改正後

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	三面番号1及び2	三面番号3及び4 (認定住宅の特例)	三面番号8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	三面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成28年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合

※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

※3 適用は平成21年6月4日以降

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に変更した費用の額」の金額を書きます。

⑪欄 … 「断熱改修工事等に変更した費用の額」の金額を書きます。

⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に変更した費用の額」の金額を書きます。

⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に変更した費用の額」の金額を書きます。

※ 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑪、⑫又は⑬欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬欄に書きます。

6 三面への転記

一面の⑨欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑨欄の金額及び二面の⑩欄の金額を三面の⑦⑤ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合、⑦⑥ 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合又は⑦⑦ 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合の算式の該当する欄に転記します。

7 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑪欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・2ページ】

(4) ⑨欄は、次の1からxviiiに志じ、それぞれ次の金額が最高限度となります。

- i 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合(x、xv、xvi及びxviiiの場合を除きます。)
 - ・住宅の取得等が特定取得に該当するとき…4,000万円
 - ・住宅の取得等が特定取得に該当しないとき…2,000万円
- ii 平成25年中に居住の用に供した場合(xi、xvi及びxviiiの場合を除きます。)…2,000万円
- iii 平成24年中に居住の用に供した場合(xii、xiii、xvii及びxviiiの場合を除きます。)…3,000万円
- iv 平成23年中に居住の用に供した場合(xiv、xvii及びxviiiの場合を除きます。)…4,000万円
- v 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合(xiv及びxviiiの場合を除きます。)…5,000万円
- vi 平成20年中に居住の用に供した場合…2,000万円
- vii 平成19年中に居住の用に供した場合…2,500万円
- viii 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円
- ix 平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円
- x 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき
 - ・住宅の取得等が特定取得に該当するとき…5,000万円
 - ・住宅の取得等が特定取得に該当しないとき…3,000万円
- xi 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…3,000万円
- xii 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…4,000万円
- xiii 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…4,000万円
- xiv 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…5,000万円
- xv 平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき…5,000万円
- xvi 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき…3,000万円
- xvii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき…4,000万円
- xviii 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合…1,000万円

6 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

(1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑨高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に変更した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます)。

(2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額(平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居住介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。)の合計額を書きます。

(3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に変更した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます)。

(4) 「⑫特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に変更した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます)。

(注) 平成23年6月30日以後に断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑩又は⑫欄の金額を記載します。

7 三面への転記

一面の⑨欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑩欄の金額及び二面の⑪欄の金額を三面の⑦④ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合又は⑦⑤ 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合の算式の該当する欄に転記します。

8 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑪欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

改 正 後

個⑥024 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【書き方・3 ページ】

8 申告書への転記等

(1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署にお尋ねください。

○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

○ 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。

○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

改 正 前

個⑥024 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）【書き方・3 ページ】

9 申告書への転記等

(1) 重複適用及び震災特例法の重複適用の特例を受けない方

①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署にお尋ねください。

○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	
	当初その家屋を居住の用に供した日	
	平成21年1月1日から平成24年12月31日まで	平成25年1月1日以後
① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由が生ずる前において居住の用に供していたことを証する書類(当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

○ 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。

○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

〔平成28年分〕 氏 名

この明細書は、平成28年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一面の「税金の計算」欄の（特定増改価等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	政党等寄附金の額 ①		政党等寄附金の額の合計額を書いてください。 （政党等寄附金の内訳）
	①以外の寄附金の額 ②		
	① + ②	③	
所得金額の合計額 ④			申告書第二面の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。
④ × 40 %		⑤	

2 政党等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ⑥	⑦	（赤字のときは） 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ⑦	⑧	（赤字のときは） 円
⑦ - ⑧ × 30 %	⑨	（100円未満の端数切捨て）
平成28年分の所得税の額 ⑩		
⑨ × 25 %	⑪	（100円未満の端数切捨て）
政党等寄附金特別控除額 （⑨と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫	

※ 両用牛の先頭による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

〇この計算明細書を使った方は、申告書第二面の「特例適用条文等」欄に「指法43の18」と書いてください。

〇この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

〔平成27年分〕 氏 名

この明細書は、平成27年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一面の「税金の計算」欄の（特定増改価等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	政党等寄附金の額 ①		政党等寄附金の額の合計額を書いてください。 （政党等寄附金の内訳）
	①以外の寄附金の額 ②		
	① + ②	③	
所得金額の合計額 ④			申告書第二面の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。
④ × 40 %		⑤	

2 政党等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ⑥	⑦	（赤字のときは） 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ⑦	⑧	（赤字のときは） 円
⑦ - ⑧ × 30 %	⑨	（100円未満の端数切捨て）
平成27年分の所得税の額 ⑩		
⑨ × 25 %	⑪	（100円未満の端数切捨て）
政党等寄附金特別控除額 （⑨と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫	

※ 両用牛の先頭による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

〇この計算明細書を使った方は、申告書第二面の「特例適用条文等」欄に「指法43の18」と書いてください。

〇この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成28年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の収支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を平成28年分の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成28年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならない。その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (平成28年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
- ② 平成28年分の所得税の額の25%に相当する金額

④ 上記①の算式中の「平成28年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成28年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成28年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成28年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、裏面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成27年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の収支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を平成27年分の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成27年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならない。その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (平成27年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
- ② 平成27年分の所得税の額の25%に相当する金額

④ 上記①の算式中の「平成27年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成27年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成27年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成27年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、裏面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成28年分)

氏 名

この明細書は、平成28年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増収等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額	③ × 40%	④	

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
（認定NPO法人等寄附金の内訳）

寄附金の名称	寄附年月日	金 額
甲	年	円
乙	年	円
丙	年	円

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。
また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計額を転記してください。
①次の場合には、それぞれ次の金額を計算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかの申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除後の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 経路損失を差し引く計算」欄の総の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

④ - ⑤	⑥	（赤字のときは0）	円
⑥と⑦のいずれか少ない方の金額	⑦		
2千円 - ⑧	⑧	（赤字のときは0）	
(⑧ - ⑨) × 40%	⑨	（100円未満の端数四捨入）	
平成28年分の所得税の額	⑩		
⑨ × 25%	⑪	（100円未満の端数四捨入）	
⑩ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	（赤字のときは0）	
認定NPO法人等寄附金特別控除額 （⑩と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑬		

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑪の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除（申告書Aは⑫～⑬欄、申告書Bは⑫～⑬欄）に転記してください。ほか、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額と合算し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 両年間の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条項等」欄に「指法43の18の2」と書いてください。

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成27年分)

氏 名

この明細書は、平成27年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増収等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額	③ × 40%	④	

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
（認定NPO法人等寄附金の内訳）

寄附金の名称	寄附年月日	金 額
甲	年	円
乙	年	円
丙	年	円

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。
また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計額を転記してください。
①次の場合には、それぞれ次の金額を計算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかの申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除後の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 経路損失を差し引く計算」欄の総の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

④ - ⑤	⑥	（赤字のときは0）	円
⑥と⑦のいずれか少ない方の金額	⑦		
2千円 - ⑧	⑧	（赤字のときは0）	
(⑧ - ⑨) × 40%	⑨	（100円未満の端数四捨入）	
平成27年分の所得税の額	⑩		
⑨ × 25%	⑪	（100円未満の端数四捨入）	
⑩ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	（赤字のときは0）	
認定NPO法人等寄附金特別控除額 （⑩と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑬		

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑪の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除（申告書Aは⑫～⑬欄、申告書Bは⑫～⑬欄）に転記してください。ほか、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額と合算し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 両年間の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条項等」欄に「指法43の18の2」と書いてください。

○ この明細書は、「申告書」と一緒に提出していただく必要があります。

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成28年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成28年分の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）又は国規模長官の認定を受けた認定NPO法人をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ① 「平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円」× 40%
- ② 平成28年分の所得税の額の20%に相当する金額
- ③ 上記①の算式中の「平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成28年分の所得金額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成28年分の所得金額の40%相当額を超えたときは、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特別適用金等」欄に「指図41の18の2」と書きます。さらに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
- ② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの
 - (1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
 - (2) その寄附金の額
 - (3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - (4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成27年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成27年分の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（仮認定を受けた仮認定NPO法人を含みます。）又は国規模長官の認定を受けた認定NPO法人をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ① 「平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円」× 40%
- ② 平成27年分の所得税の額の20%に相当する金額
- ③ 上記①の算式中の「平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成27年分の所得金額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成27年分の所得金額の40%相当額を超えたときは、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成27年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特別適用金等」欄に「指図41の18の2」と書きます。さらに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
- ② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの
 - (1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
 - (2) その寄附金の額
 - (3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - (4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成28年分)

氏 名

この明細書は、平成28年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を添えてください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増減等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれに『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
①以外の寄附金の額	②		
① + ②	③		
所得金額の合計額	④		
③ × 40%	⑤		

公益社団法人等寄附金の額の合計額を記入してください。
（公益社団法人等寄附金の内訳）

寄附金の名称	寄附年月日	金額
	年 - 月 - 日	円
	年 - 月 - 日	
	年 - 月 - 日	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ改訂金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほか申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（非課税所得の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ⑥	⑦	（計算のときは0）	円
⑦と⑧のいずれか少ない方の金額	⑧		
⑧円 - ⑨	⑩	（計算のときは0）	
（⑦ - ⑩） × 40%	⑪	（計算のときは0）	
平成28年分の所得税の額	⑫		
⑩ × 25%	⑬	（計算のときは0）	
公益社団法人等寄附金特別控除額 （⑦と⑧のいずれか少ない方の金額）	⑭		

申告書第一表は⑪の金額、申告書第二表は⑪の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除（申告書第一表は⑪の金額、申告書第二表は⑪の金額）に転記してください。
ほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑪の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑪の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「公益社団法人等寄附金特別控除額」に記入してください。

※ 適用年の定めによる農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におねねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特別適用条文等」欄に「附注1の18の3」と書いてください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成27年分)

氏 名

この明細書は、平成27年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を添えてください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増減等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれに『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
①以外の寄附金の額	②		
① + ②	③		
所得金額の合計額	④		
③ × 40%	⑤		

公益社団法人等寄附金の額の合計額を記入してください。
（公益社団法人等寄附金の内訳）

寄附金の名称	寄附年月日	金額
	年 - 月 - 日	円
	年 - 月 - 日	
	年 - 月 - 日	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ改訂金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほか申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（非課税所得の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ⑥	⑦	（計算のときは0）	円
⑦と⑧のいずれか少ない方の金額	⑧		
⑧円 - ⑨	⑩	（計算のときは0）	
（⑦ - ⑩） × 40%	⑪	（計算のときは0）	
平成27年分の所得税の額	⑫		
⑩ × 25%	⑬	（計算のときは0）	
公益社団法人等寄附金特別控除額 （⑦と⑧のいずれか少ない方の金額）	⑭		

申告書第一表は⑪の金額、申告書第二表は⑪の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除（申告書第一表は⑪の金額、申告書第二表は⑪の金額）に転記してください。
ほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑪の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑪の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「公益社団法人等寄附金特別控除額」に記入してください。

※ 適用年の定めによる農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におねねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特別適用条文等」欄に「附注1の18の3」と書いてください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成28年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選民により、寄附金控除に代えて、次のまで計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成28年分の所得税額から控除することができます。
なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受ける公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどうか有利な方を選択できますが、その選択は、平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

1 公益社団法人等寄附金

- ①から⑧の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。
- ① 公益社団法人及び公益財団法人
 - ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
 - ③ 社会福祉法人
 - ④ 更生保護法人
 - ⑤ 国立大学法人
 - ⑥ 公立大学法人
 - ⑦ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構
 - ⑧ 上記①から⑦の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確定である一定のものに限られます。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

- 公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数四捨五入）
- ①（平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 3千円）× 40%
 - ② 平成28年分の所得税の額の25%に相当する金額
- ① 上記①の算式中の「平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
- ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- ② 上記②の算式中の「3千円」については、平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。
- ③ 具体的な控除額の計算は、裏面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一巻の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二巻の「特例適用条文等」欄に「附法41の18の3」と書きます。さらに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一巻の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほかに、次の区分に応じて、必要書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①～⑥に該当する場合	1の⑦～⑧に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が税務特別措置法施行令第26条の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人が行う学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が税務特別措置法施行令第26条の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（平成28年中に発行されたものに限りません。）の写し ロ その寄附金が税務特別措置法施行令第26条の2第3項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（平成28年中に発行されたものに限りません。）の写し

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改 正 前

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成27年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選民により、寄附金控除に代えて、次のまで計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成27年分の所得税額から控除することができます。

なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受ける公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどうか有利な方を選択できますが、その選択は、平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

1 公益社団法人等寄附金

- ①から⑧の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。
- ① 公益社団法人及び公益財団法人
 - ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
 - ③ 社会福祉法人
 - ④ 更生保護法人

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

- 公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数四捨五入）
- ①（平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%
 - ② 平成27年分の所得税の額の25%に相当する金額
- ① 上記①の算式中の「平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
- ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成27年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- ② 上記②の算式中の「2千円」については、平成27年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。
- ③ 具体的な控除額の計算は、裏面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一巻の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二巻の「特例適用条文等」欄に「附法41の18の3」と書きます。さらに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一巻の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

- 次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
- ① この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
 - ② 寄附金を受領した公益社団法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの
 - ③ 寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
 - ④ その寄附金の額
 - ⑤ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨
 - ⑥ 寄附金を受領した公益社団法人等から交付されたその法人が税務特別措置法施行令第26条の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改 正 後	改 正 前
個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）【裏面】 住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に、住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受けられる場合の要件や手続について説明しています。 1 住宅耐震改修特別控除の概要 個人が、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り、ます。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。 （注 1） 非居住者が平成 28 年 3 月 31 日以前に行った住宅耐震改修については、この控除の適用はありません。 （注 2） この住宅耐震改修について、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合には、この住宅耐震改修特別控除は適用できません。なお、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。 2 住宅耐震改修特別控除額 次の算式により計算します。 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（注 1）} \\ \text{（最高 250 万円（注 2））} \\ \text{（最高 200 万円（注 3））} \end{array} \right] \times 10\% = \text{住宅耐震改修特別控除額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注 1） 平成 23 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。 （注 2） 住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうちに、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の耐震改修工事限度額です。 （注 3） 上記（注 2）の場合以外の場合の耐震改修工事限度額です。 （注 4） 平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に住宅耐震改修をし、かつ、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に別の住宅耐震改修をした場合において、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額は、上記（注 2）又は（注 3）の耐震改修工事限度額から同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る住宅耐震改修特別控除額に 10 を乗じて計算した金額を控除した金額となります。 3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類 住宅耐震改修特別控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）」の「① 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。 ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」 ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」 「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.atl.go.jp）をご覧ください。 ③ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本） （注） 平成 27 年分以前の申告では、この控除を受ける方の住民票の写し（マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）も必要です。	個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）【裏面】 住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ 1 住宅耐震改修特別控除の概要 居住者が、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り、ます。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。 （注） この住宅耐震改修について、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合には、この住宅耐震改修特別控除は適用できません。なお、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。 2 住宅耐震改修特別控除額 次の算式により計算します。 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（注 1）} \\ \text{（最高 250 万円（注 2））} \\ \text{（最高 200 万円（注 3））} \end{array} \right] \times 10\% = \text{住宅耐震改修特別控除額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{100 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注 1） 平成 23 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。 （注 2） 住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうちに、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等をいいます。）が含まれている場合の耐震改修工事限度額です。 （注 3） 上記（注 2）の場合以外の場合の耐震改修工事限度額です。 （注 4） 平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に住宅耐震改修をし、かつ、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に別の住宅耐震改修をした場合において、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額は、上記（注 2）又は（注 3）の耐震改修工事限度額から同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る住宅耐震改修特別控除額に 10 を乗じて計算した金額を控除した金額となります。 3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類 住宅耐震改修特別控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）」の「① 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。 ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」 ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」 「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.atl.go.jp）をご覧ください。 ③ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本） ④ 住民票の写し

個⑥026-3 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間居住用）

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
(平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間居住用)

〔平成 年〕 氏 名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分が平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために提出します。

なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前居住用）」を、平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後居住用）」を使用してください。

〔注〕 4 の欄から⑤のいずれかに該当する方の場合は、③又は④の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

4 の欄から⑤のいずれにも該当しない方の場合は、⑤の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名

2 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	① 平成 年 月 日
あなたの所有割合	② /

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無 ③ 有・無

修繕費改修工事等の標準的な費用の額 ④ 円

交付を受ける補助金等の合計額 (④ - ⑤) ⑥ 円

⑤又は (⑥ × ⑦) ⑧ 円

一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事標準額 ⑨ 円

⑩と⑨のいずれか少ない方の金額 ⑪ 円

(⑪ × 30%) ⑫ 円

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項
(あなた又は同居親族の方が⑬から⑯のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑬から⑯のいずれかに該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が65歳以上（同居親族の方の場合は60歳以上）	⑬ 該当
障害者⑮に該当する方を除きます。）	⑭ 該当
認定高齢者又は認定高齢者を受けている（⑮又は⑯に該当する方を除きます。）	⑯ 該当

同居親族の方が⑬から⑯のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名 () 続柄 ()

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額 ⑰ 円

交付を受ける補助金等の合計額 (⑰ - ⑱) ⑲ 円

⑱又は (⑲ × ⑳) ㉑ 円

高齢者等居住改修工事等に係る改修工事標準額 ㉒ 円

㉓と㉒のいずれか少ない方の金額 ㉔ 円

(㉔ × 30%) ㉕ 円

5 住宅特定改修特別税額控除額
(⑫ + ㉕) ㉖ 円

※本書第一巻の「税額計算」欄の住宅特定改修特別税額、住宅特定改修・認定住宅改修等特別税額控除額(住宅特定改修・認定住宅改修等特別税額)の文字を○で囲んでください。また、平成 26 年 3 月 31 日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前居住用）」の「税額計算」欄の文字を○で囲んでください。また、平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後居住用）」の「税額計算」欄の文字を○で囲んでください。また、平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後居住用）」の「税額計算」欄の文字を○で囲んでください。

個⑥026-3 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日居住用）

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
(平成26年4月1日以後居住用)

〔平成 年〕 氏 名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分が平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために提出します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除額を受ける方へ」を読んでください。

なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前居住用）」を使用してください。

〔注〕 4 の欄から⑤のいずれかに該当する方の場合は、③又は④の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

4 の欄から⑤のいずれにも該当しない方の場合は、⑤の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名

2 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	① 平成 年 月 日
あなたの所有割合	② /

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無 ③ 有・無

修繕費改修工事等の標準的な費用の額 ④ 円

交付を受ける補助金等の合計額 (④ - ⑤) ⑥ 円

⑤又は (⑥ × ⑦) ⑧ 円

一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事標準額 ⑨ 円

⑩と⑨のいずれか少ない方の金額 ⑪ 円

(⑪ × 30%) ⑫ 円

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項
(あなた又は同居親族の方が⑬から⑯のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑬から⑯のいずれかに該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が65歳以上（同居親族の方の場合は60歳以上）	⑬ 該当
障害者⑮に該当する方を除きます。）	⑭ 該当
認定高齢者又は認定高齢者を受けている（⑮又は⑯に該当する方を除きます。）	⑯ 該当

同居親族の方が⑬から⑯のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名 () 続柄 ()

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額 ⑰ 円

交付を受ける補助金等の合計額 (⑰ - ⑱) ⑲ 円

⑱又は (⑲ × ⑳) ㉑ 円

高齢者等居住改修工事等に係る改修工事標準額 ㉒ 円

㉓と㉒のいずれか少ない方の金額 ㉔ 円

(㉔ × 30%) ㉕ 円

5 住宅特定改修特別税額控除額
(⑫ + ㉕) ㉖ 円

※本書第一巻の「税額計算」欄の住宅特定改修特別税額、住宅特定改修・認定住宅改修等特別税額控除額(住宅特定改修・認定住宅改修等特別税額)の文字を○で囲んでください。また、平成 26 年 3 月 31 日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前居住用）」の「税額計算」欄の文字を○で囲んでください。また、平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後居住用）」の「税額計算」欄の文字を○で囲んでください。また、平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後居住用）」の「税額計算」欄の文字を○で囲んでください。

個⑥026-4 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 28 年 4 月 1 日以後居住用）

（新設）

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
(平成 28 年 4 月 1 日以後居住用)

(平成 年 月 日)

氏 名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等をした部分を平成 28 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受ける方へ』を御覧ください。
なお、平成 28 年 3 月 31 日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 28 年 3 月 31 日以前居住用）』又は『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間居住用）』を使用してください。

1 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	① 平成 年 月 日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ記入してください。	②

(所有者の氏名)

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

2 一般断熱改修工事等に係る事項

大規模な電気設備設置工事の有無 (図面を添付する方に記入してください。)	③ 有 + 無
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④
交付を受ける補助金等の合計額	⑤
(④ - ⑤)	⑥
※ ⑥が0円を超える場合は記入します。	
⑥又は(⑥ × ⑦)	⑦
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事標準額	⑧
⑥と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨
(⑨ × 10%)	⑩

【本欄は電気設備設置工事をした場合には、『電気設備工事証明書』の「大規模な電気設備の取付」欄にその旨が記載されています。
【「電気設備工事証明書」の「②③④」は、当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額、補助金等と記入してください。
【⑥又は⑦は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
【「電気設備工事証明書」の「②③④」は、当該一般断熱改修工事等に係る改修工事標準額、補助金額を転記してください。
【⑨の金額が2以上ある場合には、⑨の金額のうち最も高い改修工事標準額が限度となります。

3 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が何らかの⑪のいずれかに該当する場合は⑪の①に記入してください。)
あなた又は同居親族の方について、何らかの⑪の①に該当する場合は⑪の①の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上 (同居親族の方の場合は 65 歳以上)	⑪ 該当
障害者 (⑫に該当する方を除きます。)	⑫ 該当
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑬又は⑭に該当する方を除きます。)	⑬ 該当
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑭
交付を受ける補助金等の合計額	⑮
(⑭ - ⑮)	⑯
※ ⑯が0円を超える場合は記入します。	
⑯又は(⑯ × ⑰)	⑰
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事標準額	⑱
⑯と⑱のいずれか少ない方の金額	⑲
(⑲ × 10%)	⑳

【同居親族の方が⑪の①のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
氏名 ()
住所 ()
【「電気設備工事証明書」の「②③④」は、当該一般断熱改修工事等に係る改修工事標準額、補助金額を転記してください。
【⑥又は⑦は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
【「電気設備工事証明書」の「②③④」は、当該一般断熱改修工事等に係る改修工事標準額、補助金額を転記してください。
【⑨の金額が2以上ある場合には、⑨の金額のうち最も高い改修工事標準額が限度となります。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉑
交付を受ける補助金等の合計額	㉒
(㉑ - ㉒)	㉓
※ ㉓が0円を超える場合は記入します。	
㉓又は(㉓ × ㉔)	㉔
多世帯同居改修工事等に係る改修工事標準額	㉕
㉓と㉕のいずれか少ない方の金額	㉖
(㉖ × 10%)	㉗

【「電気設備工事証明書」の「②③④」は、当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額、補助金額を転記してください。
【⑥又は⑦は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
【「電気設備工事証明書」の「②③④」は、当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事標準額、補助金額を転記してください。
【⑨の金額が2以上ある場合には、⑨の金額のうち最も高い改修工事標準額が限度となります。

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (㉗ + ㉘ + ㉙)	㉘
------------------------------	---

【⑤の金額が2以上ある場合には、⑤の金額のうち最も高い改修工事標準額が限度となります。
【⑤の金額が2以上ある場合には、⑤の金額のうち最も高い改修工事標準額が限度となります。
【⑤の金額が2以上ある場合には、⑤の金額のうち最も高い改修工事標準額が限度となります。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後 個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ 一定の個人が、次の1の①から⑤に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株 規株式」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の規定により特定新規中小会社により 特定新規株式とみなされる⑥に掲げる復興指定会社により発行される株式(以下「復興株式」とい 括込み(その発行に際してするものに限ります。以下同じです。))により取得をした場合において、 その括込みにより取得をした特定新規株式(その年12月31日において有するとされるものに限 「控除対象特定新規株式」といいます。)の取得に要した金額(1,000万円を限度とします。)に 附金控除を受けることができます。 なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その 年中に括込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13(特定投資株式の取 額の控除等の特例)は適用されません。 1 特定新規中小会社と特定新規株式 特定新規中小会社とは、次の①から⑤の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑤の区分に応じそれ をいいます。 また、⑥の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなし ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設立の日以後 未満のもの等、一定の株式会社に限ります。)、・・・その株式会社に発行される株式 ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定 の・・・その株式会社に発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第37条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日か 4月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式 ④ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社・・・その株式会社に平成27年9月1日から 4月31日までの間に発行されるもの ⑤ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う株式会社で、平成28年4月1日から平成30 までの間に同条の第1項に規定する事業を受けたもの・・・その株式会社に発行される株式で、認定地方公共団体の 日から同日以後5年を経過する日までの間に発行されるもの ⑥ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社(復興特別区域において地域の課題の 定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。)で平成30年3月1 定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日 れるもの (注) 対象となる特定新規中小会社には都道府県知事、認定地方公共団体の長又は国家戦略特別区域担当 大が発行されています。 2 寄附金控除額の計算 控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の 序ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。))により、適用対象額を計 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式 た金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要 附金控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。))の「2 控除対象特定新規株式の取得費の の明細」欄に記入してください。 具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。 3 取得価額等の調整対象額の計算 控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の 額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の③から⑥で取得費の調整対象額を計算し なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象 の②から⑥で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告 載例」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。))を参照して 4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特 会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務 ことになっています。 ③ 1の①から⑤の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書 (注) 1の①については都道府県知事が、②、⑤及び⑥については認定地方公共団体の長が、③については が、④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。 ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書 ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書 <tr><th data-bbox="1117 95 2094 1465"> 改正前 個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ 一定の個人が、次の1の①から④に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式(「特定 新規株式」といいます。)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3(「 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」)の規定により特定新規中小会社により発行される 特定新規株式とみなされる⑤に掲げる復興指定会社により発行される株式(以下「復興株式」といいます。))を 括込み(その発行に際してするものに限ります。以下同じです。))により取得をした場合において、その年中に その括込みにより取得をした特定新規株式(その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下 「控除対象特定新規株式」といいます。))の取得に要した金額(1,000万円を限度とします。))については、寄 附金控除を受けることができます。 なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた 年中に括込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13(特定投資株式の取得に要した金 額の控除等の特例)は適用されません。 1 特定新規中小会社と特定新規株式 特定新規中小会社とは、次の①から④の株式会社をいい、特定新規株式とは①から④の区分に応じそれぞれ次の株式 をいいます。 また、⑤の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設 立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。))・・・その株式会社に発行される株式 ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定による指定を受けたも の・・・その株式会社に発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される株式 ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3 月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式 ④ 国家戦略特別区域法第27条の4に規定する株式会社・・・その株式会社に平成27年7月15日から平成30年3 月31日までの間に発行される株式 ⑤ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社(復興特別区域において地域の課題の解決のため一 定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。)で平成28年3月31日までに指 定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行 れる株式 (注) 対象となる特定新規中小会社には経済産業大臣、認定地方公共団体の長、沖縄県知事又は国家戦略特別区域担当大 臣による確認書が発行されています。 2 寄附金控除額の計算 控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」(国税 庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。))により、適用対象額を計算します。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要 した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄 附金控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。))の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等 の明細」欄に記入してください。 具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。 3 取得価額等の調整対象額の計算 控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価 額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の③から⑥で取得費の調整対象額を計算してくださ い。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄 の②から⑥で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記 載例」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。))を参照してください。 4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定(新規)中小 会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出する ことになっています。 ③ 1の①から⑤の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書 (注) 1の①については経済産業大臣が、②及び⑤については認定地方公共団体の長が、③については沖縄県知事が、 ④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。 ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書 ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書 ⑥ 投資契約書の写し ※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。 </th></tr>	改正前 個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ 一定の個人が、次の1の①から④に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式(「特定 新規株式」といいます。)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3(「 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」)の規定により特定新規中小会社により発行される 特定新規株式とみなされる⑤に掲げる復興指定会社により発行される株式(以下「復興株式」といいます。))を 括込み(その発行に際してするものに限ります。以下同じです。))により取得をした場合において、その年中に その括込みにより取得をした特定新規株式(その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下 「控除対象特定新規株式」といいます。))の取得に要した金額(1,000万円を限度とします。))については、寄 附金控除を受けることができます。 なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた 年中に括込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13(特定投資株式の取得に要した金 額の控除等の特例)は適用されません。 1 特定新規中小会社と特定新規株式 特定新規中小会社とは、次の①から④の株式会社をいい、特定新規株式とは①から④の区分に応じそれぞれ次の株式 をいいます。 また、⑤の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設 立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。))・・・その株式会社に発行される株式 ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定による指定を受けたも の・・・その株式会社に発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される株式 ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3 月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式 ④ 国家戦略特別区域法第27条の4に規定する株式会社・・・その株式会社に平成27年7月15日から平成30年3 月31日までの間に発行される株式 ⑤ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社(復興特別区域において地域の課題の解決のため一 定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。)で平成28年3月31日までに指 定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行 れる株式 (注) 対象となる特定新規中小会社には経済産業大臣、認定地方公共団体の長、沖縄県知事又は国家戦略特別区域担当大 臣による確認書が発行されています。 2 寄附金控除額の計算 控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」(国税 庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。))により、適用対象額を計算します。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要 した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄 附金控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。))の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等 の明細」欄に記入してください。 具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。 3 取得価額等の調整対象額の計算 控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価 額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の③から⑥で取得費の調整対象額を計算してくださ い。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄 の②から⑥で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記 載例」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。))を参照してください。 4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定(新規)中小 会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出する ことになっています。 ③ 1の①から⑤の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書 (注) 1の①については経済産業大臣が、②及び⑤については認定地方公共団体の長が、③については沖縄県知事が、 ④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。 ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書 ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書 ⑥ 投資契約書の写し ※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。
改正前 個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ 一定の個人が、次の1の①から④に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式(「特定 新規株式」といいます。)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3(「 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」)の規定により特定新規中小会社により発行される 特定新規株式とみなされる⑤に掲げる復興指定会社により発行される株式(以下「復興株式」といいます。))を 括込み(その発行に際してするものに限ります。以下同じです。))により取得をした場合において、その年中に その括込みにより取得をした特定新規株式(その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下 「控除対象特定新規株式」といいます。))の取得に要した金額(1,000万円を限度とします。))については、寄 附金控除を受けることができます。 なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた 年中に括込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13(特定投資株式の取得に要した金 額の控除等の特例)は適用されません。 1 特定新規中小会社と特定新規株式 特定新規中小会社とは、次の①から④の株式会社をいい、特定新規株式とは①から④の区分に応じそれぞれ次の株式 をいいます。 また、⑤の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設 立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。))・・・その株式会社に発行される株式 ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定による指定を受けたも の・・・その株式会社に発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される株式 ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3 月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式 ④ 国家戦略特別区域法第27条の4に規定する株式会社・・・その株式会社に平成27年7月15日から平成30年3 月31日までの間に発行される株式 ⑤ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社(復興特別区域において地域の課題の解決のため一 定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。)で平成28年3月31日までに指 定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行 れる株式 (注) 対象となる特定新規中小会社には経済産業大臣、認定地方公共団体の長、沖縄県知事又は国家戦略特別区域担当大 臣による確認書が発行されています。 2 寄附金控除額の計算 控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」(国税 庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。))により、適用対象額を計算します。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要 した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄 附金控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。))の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等 の明細」欄に記入してください。 具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。 3 取得価額等の調整対象額の計算 控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価 額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の③から⑥で取得費の調整対象額を計算してくださ い。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄 の②から⑥で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記 載例」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。))を参照してください。 4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定(新規)中小 会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出する ことになっています。 ③ 1の①から⑤の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書 (注) 1の①については経済産業大臣が、②及び⑤については認定地方公共団体の長が、③については沖縄県知事が、 ④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。 ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書 ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書 ⑥ 投資契約書の写し ※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。	

個⑥028 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書【表面】

特定（新規）中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書					整理番号
住 所 (前住所)	フリガナ 氏 名			電話番号 (通称先)	業 務 関与税理士名 (電 話)
1 適用する特例の選択 ☐ 租税特別措置法第37条の13第1項第__号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等） ☐ 租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）					
2 その年中の株式の異動の状況 【銘柄：】					
その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
合 計	①⑤欄へ	合 計	①⑥欄へ	合 計	①⑦欄へ
※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。					
3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算					
① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株				
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株				
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	株 （マイナスの場合は0と書いてください）				
④ ③の株式の取得に要した金額	円				
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（④÷③×②）（※適用対象額）	円				
※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を額面として、「一般株式等」、「上場株式等」の欄に控除します。 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の算出金額の計算明細書」の①欄に記載します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象銘柄等の明細」欄も記入します。）。					
記載上の注意事項 ○ この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。 ○ 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に記してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数を記載してください。 ○ これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。なお、税務署にも所置してあります。をご覧ください。 ○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。					

個⑥028 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書【表面】

特定（新規）中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書					番 号
住 所 (前住所)	フリガナ 氏 名			電話番号 (通称先)	業 務 関与税理士名 (電 話)
1 適用する特例の選択 ☐ 租税特別措置法第37条の13第1項第__号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例） ☐ 租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）					
2 その年中の株式の異動の状況 【銘柄：】					
その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
+ + +	株	+ + +	株	+ + +	株
合 計	①⑤欄へ	合 計	①⑥欄へ	合 計	①⑦欄へ
※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。					
3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算					
① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株				
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株				
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	株 （マイナスの場合は0と書いてください）				
④ ③の株式の取得に要した金額	円				
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（④÷③×②）（※適用対象額）	円				
※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を額面として、「上場分」、「非公開分」の欄に控除します。 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の算出金額の計算明細書」の①欄に記載します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象銘柄等の明細」欄も記入します。）。					
記載上の注意事項 ○ この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。 ○ 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に記してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数を記載してください。 ○ これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。なお、税務署にも所置してあります。をご覧ください。 ○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。					

改 正 後

個⑥029 国庫補助金等の総収入金額不算入の明細書【表面】

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 年分)	氏 名
国 庫 補 助 金 等 の 名 称	
国 庫 補 助 金 等 を 交 付 し た 者	国 / 地方公共団体 / その他 ()
交 付 の 目 的	
交 付 を 受 け た 年 月 日	平成 年 月 日
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	円
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 細目
国 庫 補 助 金 等 の 返 還 を 要 し な い こ と が 確 定 し た 日	平成 年 月 日
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合	
国 庫 補 助 金 等 の 交 付 の 条 件	
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得または改良予定年月日	平成 年 月 日
取得に要する金額の見込額	円
内訳	円
	円
	円
	円
そ の 他 参 考 事 項	

改 正 前

個⑥029 国庫補助金等の総収入金額不算入の明細書【表面】

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 年分)	氏 名	
国 庫 補 助 金 等 の 名 称		
国 庫 補 助 金 等 を 交 付 し た 者		
交 付 の 目 的		
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の種類及びその価額	円	
交 付 を 受 け た 日	平成 年 月 日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定した場合	交付を受けた国庫補助金等で取得(改良)した固定資産の明細 返還を要しないことが確定した日	
交付を受けた年の12月31日までに、国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合	交 付 の 条 件	
	交付を受けた国庫補助金等で取得(改良)しようとする固定資産の取得(改良)予定年月日	平成 年 月 日
	交付を受けた国庫補助金等で取得(改良)しようとする固定資産の取得(改良)に要する金額の見込額	円
	内訳	円
そ の 他 参 考 事 項		

改 正 後	改 正 前
個⑥029 国庫補助金等の総収入金額不算入の明細書【裏面】 「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の書き方 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入の特例を受ける場合に使用します。 「国庫補助金等を交付した者」の欄は、「国」、「地方公共団体」又は「その他」のいずれかを○で囲み、（ ）内にはその者の名称等を記載します。 「交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良等をした固定資産に関する明細」欄には、固定資産の種類や細目を記載します。 - 交付を受けた国庫補助金等の返還を要しないことが、その交付を受けた年の 12 月 31 日までに確定した方は、「交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合」欄以下は記載する必要がありません。 「取得に要する金額の見込額」欄には、取得に要する見込額の全額を記載し、取得に要する金額が部分ごとに分けられる場合には、その部分ごとに「内訳」欄に内容及び金額を記載します。 - 提出先 納税地を所轄する税務署長 - 根拠条文 所法第 42 条、第 43 条 参考事項 所法第 42 条又は第 43 条の適用を受けた固定資産の減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなりますので、ご注意ください。 - 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合 固定資産の取得又は改良に要した金額から、交付された国庫補助金等の金額を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の額とします。 また、国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の取得価額は、ないものとします。 - 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合 固定資産の取得価額等を算出するに当たって、交付された国庫補助金等の金額を加算又は減算する必要はありません。	個⑥029 国庫補助金等の総収入金額不算入の明細書【裏面】 国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条及び第 43 条に規定する国庫補助金等（以下「補助金等」といいます。）の総収入金額不算入の特例の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、補助金等の交付を受けた日の属する年分の確定申告書に添付してください。 - この明細書の資産の種類又は固定資産の明細を記入する欄には、交付を受けた補助金等をもって取得又は改良をする（予定のものを含む）固定資産について、その種類及び明細をできるだけ具体的に記載してください。 - 補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受けた場合は、その補助金等で取得又は改良した固定資産について行う減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなります。 - 国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合 イ その固定資産の取得に要した金額又は改良費の額から、その補助金等の金額を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の金額とみなします。 ロ 補助金に代わるべきものとして交付を受けた固定資産については、取得価額がないものとみなします。 - 補助金等の返還を要しないことが確定していない場合 その固定資産の取得に要した金額又は改良費の額を基にして計算します。 - 提出先 納税地の所轄税務署長 - 根拠条文 所法第 42 条、第 43 条

改 正 後	改 正 前
個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・1 ページ】 書 き 方 1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第 96 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財源法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。 この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。 外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。 なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。 (1) 「1 外国所得税額の内部」欄 イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、 (i) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。 (ii) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。 (iii) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄 イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の①の金額がある場合）に記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、 ロ 「⑥ ⑦から控除すべき③の金額」欄は、「⑦ 前年繰越額」から控除する「③」欄の金額（最も古い年分の⑦の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の⑦の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残高（③の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。 ハ 「③」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。 (3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。 なお、2 の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ロ 「②」欄には、次の④と⑤の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の	個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・1 ページ】 書 き 方 1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第 96 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財源法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。 この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。 外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。 なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。 (1) 「1 外国所得税額の内部」欄 イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。 なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、 (i) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。 (ii) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。 (iii) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄 イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の①の金額がある場合）に記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、 ロ 「⑥ ⑦から控除すべき③の金額」欄は、「⑦ 前年繰越額」から控除する「③」欄の金額（最も古い年分の⑦の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の⑦の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残高（③の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。 ハ 「③」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。 (3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。 なお、2 の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ロ 「②」欄には、次の④と⑤の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の

改 正 後	改 正 前
個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・2ページ】 所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得の金額については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額を記載します。 ⑤ 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。） ⑥ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。 なお、2の⑦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。 なお、2の⑦の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。 また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。 ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。 ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。 ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。 ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「5 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄 この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。 イ 「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除余額」の各欄（②～④）には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑥」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額を超えるときに記載します。 ロ 「前3年以内の控除余額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。 ハ 「控除余額」の「④本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑥」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生の控除余額のうち、次のニの本欄により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。 ニ 「控除限度超過額」の「④本年使用額」欄は、本年において「控除余額」の「計⑤」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生の控除限度超過額のうち上記ハの本欄により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。	個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・2ページ】 所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額を記載します。 ⑤ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。） ⑥ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。 なお、2の⑦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。 なお、2の⑦の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。 また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。 ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。 ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。 ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。 ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「5 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄 この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。 イ 「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除余額」の各欄（②～④）には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑥」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額を超えるときに記載します。 ロ 「前3年以内の控除余額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。 ハ 「控除余額」の「④本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑥」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生の控除余額のうち、次のニの本欄により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。 ニ 「控除限度超過額」の「④本年使用額」欄は、本年において「控除余額」の「計⑤」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生の控除限度超過額のうち上記ハの本欄により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。

改 正 後	改 正 前
個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・3ページ】 書 き 方 (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用) 1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 6 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 5 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。 このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。 (1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方 次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。 イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることを行います。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法 137 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による納税の猶予を受けている方 ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方 (2) 適用要件 次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。 イ ロの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること ロ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限ります。2 の(1)において同じです。）を納付することとなること 2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。 (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄 イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。 具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。 ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。 (イ) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった金額の合計額を除きます。）を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額	個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・3ページ】 書 き 方 (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用) 1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 5 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 5 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。 このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。 (1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方 次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。 イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることを行います。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法 137 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による納税の猶予を受けている方 ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方 (2) 適用要件 次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。 イ ロの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること ロ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限ります。2 の(1)において同じです。）を納付することとなること 2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。 (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄 イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。 具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。 ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。 (イ) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった金額の合計額を除きます。）を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額

改 正 後	改 正 前
個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・4ページ】 (※) 当該外国所得税が当該対象資産の移転(所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。)により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額)を超えるとき 当該計算した金額 なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、 (イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。 (ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。 (ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄 イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合(1の③の金額がある場合)に記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、 ロ 「② ②から控除すべき①の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑤」欄の金額(最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。)を書き、その控除後の残額(⑥の金額)を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。 ハ 「⑤」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。 (3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「①」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額(基準所得税額)」欄の金額を転記します。 なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ロ 「②」欄には、次の④と⑤の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。))を加算した金額)を記載します。 ④ 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。) ⑤ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)の2分の1の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。	個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・4ページ】 (※) 当該外国所得税が当該対象資産の移転(所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。)により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額)を超えるとき 当該計算した金額 なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、 (イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。 (ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。 (ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄 イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合(1の③の金額がある場合)に記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、 ロ 「⑤ ②から控除すべき①の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑤」欄の金額(最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。)を書き、その控除後の残額(⑥の金額)を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。 ハ 「⑤」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。 (3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「①」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額(基準所得税額)」欄の金額を転記します。 なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ロ 「②」欄には、次の④と⑤の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。))を加算した金額)を記載します。 ④ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。) ⑤ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)の2分の1の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。

改 正 後	改 正 前
個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・5ページ】 なお、2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。 なお、2の⑧の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めることとし、対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の課税等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得の金額を含めます。 また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。 ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。 ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。 ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。 ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「5 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄 この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。 イ 「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除余額」の各欄(③～⑦)には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑧」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑨」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑧」の金額を超えるときに記載します。 ロ 「前3年以内の控除余額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。 ハ 「控除余額」の「⑧本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑨」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生の控除余額のうち、次のニの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額(充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。)を記載します。 ニ 「控除限度超過額」の「⑨本年使用額」欄は、本年において「控除余額」の「計⑧」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。	個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方・5ページ】 なお、2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。 なお、2の⑧の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めることとし、対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の課税等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得の金額を含めます。 また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。 ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。 ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。 ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。 ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「5 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄 この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。 イ 「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除余額」の各欄(③～⑦)には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑧」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑨」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑧」の金額を超えるときに記載します。 ロ 「前3年以内の控除余額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。 ハ 「控除余額」の「⑧本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑨」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生の控除余額のうち、次のニの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額(充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。)を記載します。 ニ 「控除限度超過額」の「⑨本年使用額」欄は、本年において「控除余額」の「計⑧」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。